

務	00	01	10年
(令和15年3月末まで保存)			

警 務 第 4 5 9 号
令 和 5 年 3 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取扱要領の制定について

この度、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取扱要領について、別添のとおり制定したので、所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の扱いについて」（令和4年9月30日付け警務第224号）については、廃止する。

記

1 制定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年10月青森県条例第38号）の施行により、新たに定年前再任用短時間勤務が設けられたことから、所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

- (1) 第2の1に規定する育児休業の請求手続において、「定年前再任用短時間勤務職員」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務の職に採用された職員」に改めた。
- (2) 旧通達に規定していた留意事項について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び職員の育児休業に関する条例（平成4年3月青森県条例第5号）に規定されている内容と重複していたことから削除したものを。

3 改正年月日

令和5年4月1日

担当：警務課人事・採用係

別添

青森県警察職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取扱要領

第1 目的

青森県警察職員（地方警務官を除く。非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下「職員」という。）の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業（以下「育児休業等」という。）の取扱について、円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものである。

第2 請求手続

1 育児休業

職員は、子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を養育するため、同項の規定による育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書（別記様式1）により、育児休業を始めようとする日の1月前までに青森県警察本部長（以下「本部長」という。）に請求しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては2週間前まで、職員の育児休業に関する条例（平成4年3月青森県条例第5号。以下「育児休業条例」という。）第3条第7号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合にあっては当該日までに請求しなければならない。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から57日以内に育児休業をしようとする場合
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳に達する日（当該請求をする非常勤職員並びに職員の定年等に関する条例（昭和59年3月青森県条例第4条）第10条又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年10月青森県条例第38号）附則第13項若しくは第14項の規定により採用される短時間の職を占める職員（以下「非常勤職員等」という。）が育児休業条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業（同号に規定する配偶者育児休業をいう。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳に達する日後である場合は当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月に達する日以前の日である場合

2 育児休業の延長

職員は、育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間を延長しようとするときは、1に定める育児休業承認請求書により、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月前までに本部長に請求しなければならない。ただし、次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合にあっては2週間前まで、育児

休業例第3条第7号に規定する職員が当該任期を更新されることに伴い育児休業の期間を延長しようとする場合にあっては当該日までに請求しなければならない。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から57日間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）
- (2) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当している育児休業
- (3) 育児休業条例第2条の4の規定に該当している育児休業

3 育児短時間勤務

- (1) 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児休業法第10条第1項の規定による育児短時間勤務の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書（別記様式2）により、育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに本部長に請求しなければならない。
- (2) 職員は、育児休業条例第11条第6号の規定による申出をする場合には、育児短時間勤務承認請求書と併せて、育児短時間勤務計画書（別記様式3）を本部長に提出しなければならない。
- (3) (2)の育児短時間勤務計画書を提出した職員は、当該育児短時間勤務計画書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を本部長に届け出なければならない。

4 育児短時間勤務の延長

職員は、育児休業法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長をしようとするときは、3(1)に定める育児短時間勤務請求書により、当該育児短時間勤務の末日までとされている日の1月前までに本部長に届けなければならない。

5 部分休業

- (1) 職員は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書（別記様式4）により本部長に請求しなければならない。
- (2) 部分休業の請求について、原則として、あらかじめ一括して請求するものとする。
- (3) 部分休業の承認については、所属長に専決させるものとし、部分休業の承認の請求があった場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、子の養育のために必要とされる時間について承認するものとする。
- (4) 所属長が部分休業の承認をしたときは、当該部分休業承認請求書の写しにより、速やかに警務課長を経由して本部長に報告するものとする。

6 養育状況の変更

育児休業等を行っている職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届（別記様式5）により本部長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業等に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業等に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業等に係る子を養育しなくなった場合

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所 属
階級・職
氏 名

育 児 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり育児休業の承認（育児休業の期間の延長）を請求します。
記

1 請求に係る子	氏 名		続柄等	
	生年月日	年 月 日生		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> ①育児休業の承認（②の承認を除く。） <input type="checkbox"/> ②同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> ③育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> ④育児休業の期間の再度の延長 （②の承認若しくは④の延長が必要な事情又は①の承認のうち非常勤職員等の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情）			
3 請求期間	年 月 日から			年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで		
	年 月 日から	年 月 日まで		
	年 月 日から	年 月 日まで		
	年 月 日から	年 月 日まで		
5 配偶者	氏 名			
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備考				
所属長の意見				

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。
- 2 請求（非常勤職員等の任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可）を添付すること。
- 3 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 4 非常勤職員等が任期の更新又は任期満了後に引き続き採用に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、請求期間欄及び既に育児休業をした期間欄に記入すれば足りる。
- 5 配偶者欄には、非常勤職員等が1歳2か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 備考欄には、請求に係る子以外に3歳に達しない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には、✓印を記入すること。

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所 属
階級・職
氏 名

育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認（育児短時間勤務の期間の延長）を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情)	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	
	勤務の日 及 び 時 間 帯	月 (: ~ :) 火 (: ~ :) 水 (: ~ :) 木 (: ~ :) 金 (: ~ :)
5 既に育児短時間 勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		
所属長の意見		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

- 請求（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等。写しでも可）を添付すること。
- 子の出生前に請求する場合は、請求期間欄には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。
- 勤務の日及び時間帯欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。
- 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 該当する□には、✓印を記入すること。

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所 属
階級・職
氏 名

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

条例第11条第1項第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。

なお、下記の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。

記

1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 請求期間欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に育児短時間勤務計画書を提出する場合は、請求に係る子欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

別記様式 4

(表)

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所 属
階級・職
氏 名

部 分 休 業 承 認 請 求 書

下記のとおり部分休業の承認を請求します。

記

1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日	年	月	日	生
2 請求期間及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前	時	分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時	分から
				時	分まで
3 備考	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	午前	時	分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()	午後	時	分から
				時	分まで
				時	分まで

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

2 請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写しでも可）を添付すること。

3 業務の都合等により承認を受けた部分休業の一部の取消しを申請する場合は、裏面に記入すること。

4 該当する□には、✓印を記入すること。

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所 属
階級・職
氏 名

養 育 状 況 変 更 届

育 児 休 業

下記のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので、届け出ます。

部 分 休 業

記

1 届出の事由

(1) 失効

- 育児休業等に係る子が死亡した。
- 育児休業に係る子と離縁した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 育児休業等に係る子についての民法817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他 ()

(2) 取消し

- 育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 - 同居しなくなった。
 - 負傷・疾病
 - 託児できるようになった。
- その他 ()

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

2 該当する□には、✓印を記入すること。